

後期高齢者

医療制度について

後期高齢者医療制度は、国内に住む75歳以上の後期高齢者および、前期高齢者（65歳から74歳まで）で障がいのある人を対象とした、独立した医療保険制度です。今回は、被保険者証の更新や保険料の算定方法、保険料の減額・軽減などについてお知らせします。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証（水色）は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある人は、通常の有効期限（1年間）より短い被保険者証を受診するときは、新しい被保険者証を窓口に提示してください。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

8月からの自己負担割合の判定を行います

後期高齢者医療の加入者が、

医療機関で受診するときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同世帯の被保険者のいずれかの市民税課税所得（注1）が145万円以上である場合は、3割となります。

ただし、市民税課税所得が145万円以上でも、次に該当すれば、申請により1割負担に変更できます。

※注1 市民税課税所得とは、所得額から市民税の各種所得控除を差し引いた後での所得額をいいます。

同じ世帯の被保険者が2人以上で、被保険者全員の

収入の合計額が520万円未満のとき。
②同じ世帯の被保険者が本年のみの場合で、次のアまたはイに該当するとき。
ア本人の収入が383万円未満
イ本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満



8月に更新します

8月1日以降に医療機関で受診するときは、新しい被保険者証を窓口に提示してください。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

※注2 「世帯」とは、4月1日

時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）が基準となります。

収入額で211万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

※注3 原則は「7割軽減」ですが、特例措置で「8・5割軽減」となります。

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、

今年度も、保険料軽減措置（被保険者均等割の9割、8・5・7・5割（注3）、5割、2割軽減）を継続します。

※注4 軽減対象所得金額とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

特別徴収（年金天引き）から口座振替への変更

特別徴収（年金天引き）は、申請をすることで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月2日（月）までに徴収方法の申請と口座振替への変更手続きを市役所国保年金課で行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いに変更します。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替への変更が認められないとあります。

年金受給額が年額18万円

保険料の減免制度

災害や失業などにより保険料の納付が困難となつた場合は、保険料が減免できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

年金受給額が年額18万円の滞納がある場合は、口座振替への変更が認められないことがあります。



表1 保険料軽減額

被保険者均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）		同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（注4）の合計額
	平成21年度	平成22年度	
9割軽減	5,093円	5,221円	[33万円（基礎控除額）以下]で、かつ[被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）]
8.5(7)割軽減	7,640円	7,831円	[33万円（基礎控除額）]以下
5割軽減	25,467円	26,106円	[33万円（基礎控除額）+24.5万円×被保険者（世帯主を除く）の数]以下
2割軽減	40,748円	41,770円	[33万円（基礎控除額）+35万円×被保険者数]以下

※注4 軽減対象所得金額とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

減額認定証を持つていな人で、新たに交付を希望する場合は、国保年金課で申請をしてください。

申請に必要なもの
印鑑、被保険者証

後期高齢者医療制度の保険料について

被保険者（加入者）には「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月下旬にお届けします。保険料は、前年中の所得金額と世帯（注2）の状況を基に算定し、決定します。

※注2 「世帯」とは、4月1日

保険料の軽減について

①被保険者均等割額の軽減

今年度も、保険料軽減措置（被保険者均等割の9割、8・5・7・5割（注3）、5割、2割軽減）を継続します。

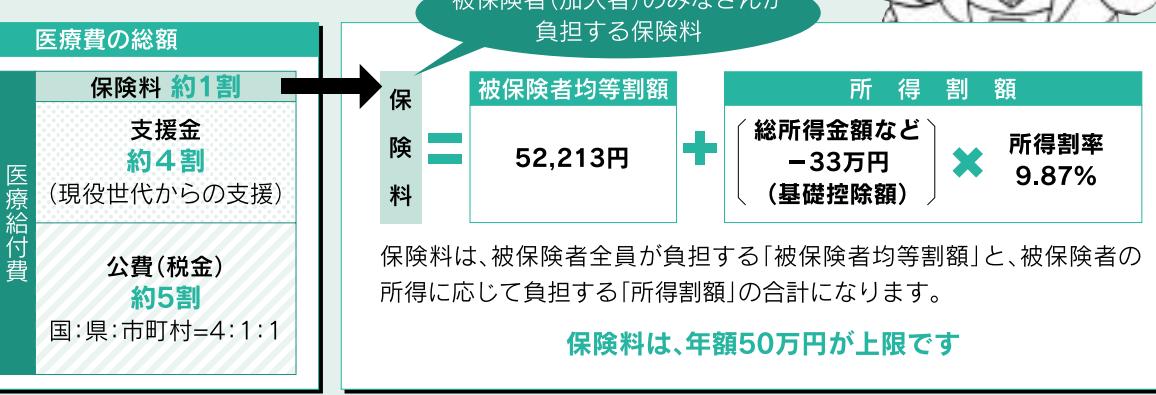
※注3 原則は「7割軽減」ですが、特例措置で「8・5割軽減」となります。

※注4 軽減対象所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、

社会保険料控除

後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されるので、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わることがあります。

以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人。



※保険料率の改定などについての問い合わせは、福岡県後期高齢者広域連合（651）3111まで